

各医療機関 御中

三田市長 森 哲男

こども医療費助成の見直しに伴う各種準備作業について(依頼)

1 制度見直しの趣旨

本市のこども医療費助成制度の見直しについては、行財政構造改革の一環として検討し、審議を経て平成29年9月市議会において条例が可決成立しているところです。

平成30年7月から令和2年7月にかけて段階的な改正を行うものとし、第一段階では、平成30年7月以降、非課税世帯等を除く小中学生の通院医療費一部負担金を400円とする等の改正を行いました。

令和2年7月からは第二段階の改正として、既にご周知させていただいておりますとおり、制度維持の観点から、「所得に応じた一定の負担」を考え方の基本とし、一定以上所得者について、一部負担金が400円から800円に上がります。

事業の選択と集中の視点にたち、財源の有効活用についても引き続き検討を進めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2 制度見直し内容

(1) 低所得者・入院患者は引き続き無料

①低所得者(市民税非課税世帯で一定基準を満たす世帯※)の通院、入院とも引き続き無料。※世帯全員が非課税で、かつ、年金収入と他の所得との合計が80万円以下

②入院は、所得に関わらず引き続き無料。

(2) 未就学児(0歳~就学前)も引き続き無料

医療費の負担軽減ニーズが高い未就学児は、通院、入院とも引き続き無料。

(3) 小・中学生の通院は、1日上限400円としていた一部負担金を、一定所得以上の世帯は1日上限800円とします。ただし、同一医療機関で3回目以降は無料とします。

注) 所得制限額未満の人は、これまでどおり1日上限400円です。

【改正内容】

平成30年7月~令和2年6月

	未就学児	小学生・中学生
低所得者以外	通院 0円 入院 0円	通院 2割 1医療機関(調剤・歯科含) あたり1日上限400円(月2日まで) 入院: 0円
低所得者		通院: 0円 入院: 0円

令和2年7月~

所得区分	未就学児	小学生・中学生
所得制限額以上 (市民税所得割額 23万5千円以上世帯)	通院 0円	通院 3割 1医療機関(調剤・歯科含) あたり1日上限800円(月2日まで) 入院: 0円
所得制限額未満 (市民税所得割額 23万5千円未満世帯)	入院 0円	通院 2割 1医療機関(調剤・歯科含) あたり1日上限400円(月2日まで) 入院: 0円
低所得者 (市民税非課税 で一定基準を満たす世帯)		通院: 0円 入院: 0円

注) 所得制限額の市民税所得割額23万5千円は、給与所得者の場合、保護者の年収計が概ね700万円~800万円程度の世帯です。

3 改正制度施行日

令和2年7月1日

裏面がございます

4 依頼事項

- ① 5月頃、市内各医療機関（調剤・歯科含）へ、制度見直し内容を掲載したポスターを送付しますので、掲示周知にご協力をお願いします。（令和2年5月頃～）
- ② 各医療機関において、改正制度施行日までにレセプトコンピュータの設定・改修準備をお願いします。（公費負担者番号は、これまでから変更はありません。）

年齢区分	公費負担者 番号	所得区分 (市国民税所得割)	令和2年 6月30日まで	令和2年 7月1日から
未就学児	81280208	すべて	無料	無料

小1～小3	81280208	低所得者	無料	無料
		基準内	400円	400円
		基準超	400円	800円

小4～中3	48280200	低所得者	無料	無料
		基準内	400円	400円
		基準超	400円	800円

(注) 所得制限基準額は、県基準の市民税額 23万5千円（保護者の給与収入計が概ね700万円から800万円程度の世帯）を基準としています。